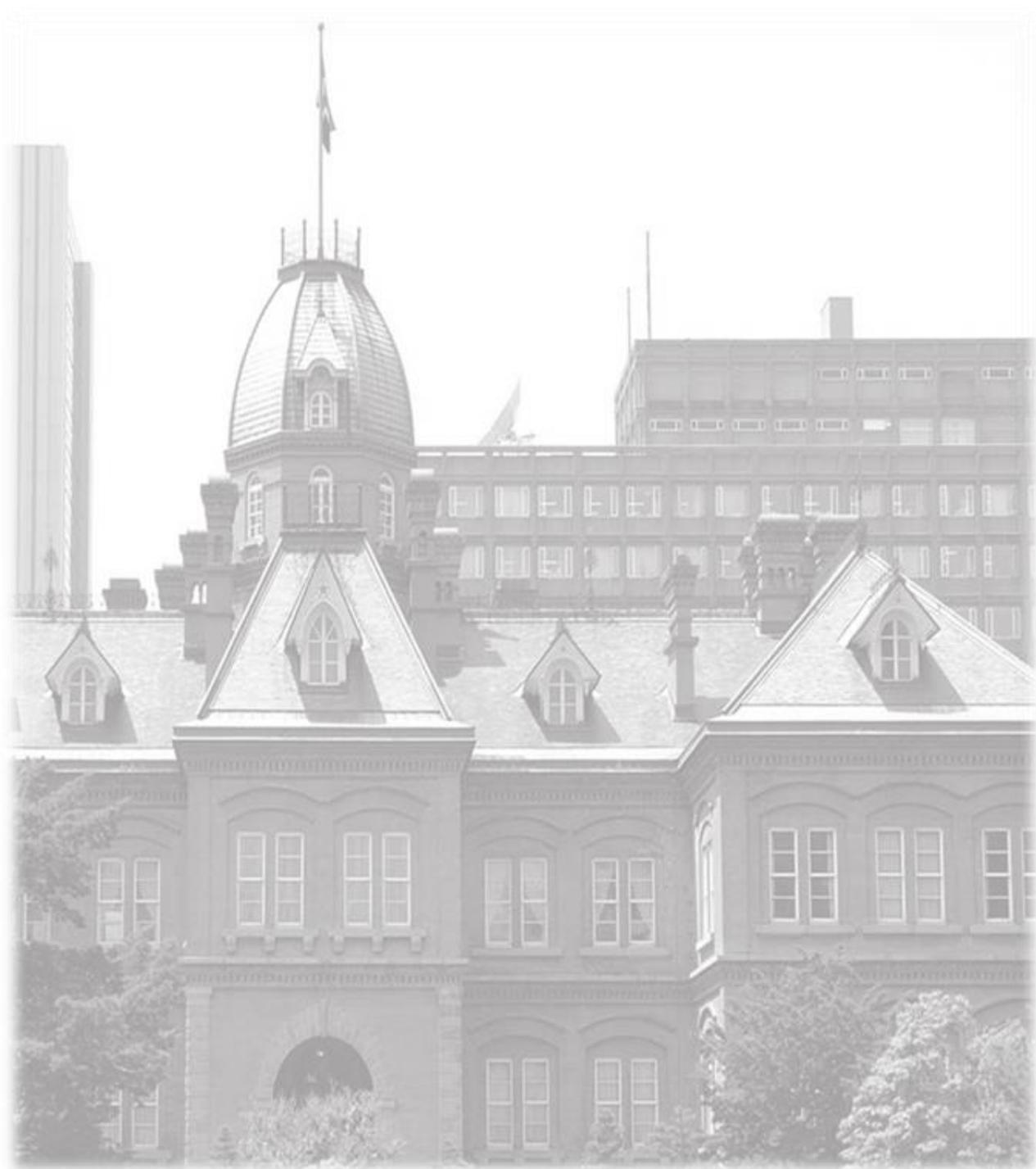


北海道の監査のあらまし



令和4年3月
北海道監査委員事務局

目 次

○ 監査のしごと・役割について	1
○ 監査委員について	2
○ 監査委員事務局の組織について	3
○ 監査の主な種類について	4
○ 監査の対象について	5
○ 監査の観点について	5
○ 監査の効果について	6
○ 監査結果の概要（令和2年度監査結果）について	6
○ 行政監査結果の概要（令和2年度監査結果）について	7
○ 財政的援助団体等監査結果の概要（令和2年度監査結果）について	7
○ 住民監査請求について	8
○ クイズでわかる！ 監査の豆知識	9



ひとくちメモ

監査委員制度の沿革等について

監査委員制度は、昭和21年10月の第一次地方制度の改革により、はじめて監査委員制度が制定されました。また、昭和22年4月には、地方自治法において、監査委員は地方公共団体の長（知事）と対等の立場において監査を実施する独立した執行機関となりました。

その後、地方自治法の改正により、監査委員の職務権限が拡充（住民監査請求による監査、財政的援助団体等の監査、行政監査など）されてきたほか、監査委員の事務を補助する事務局体制の整備など監査機能の充実が図られてきました。

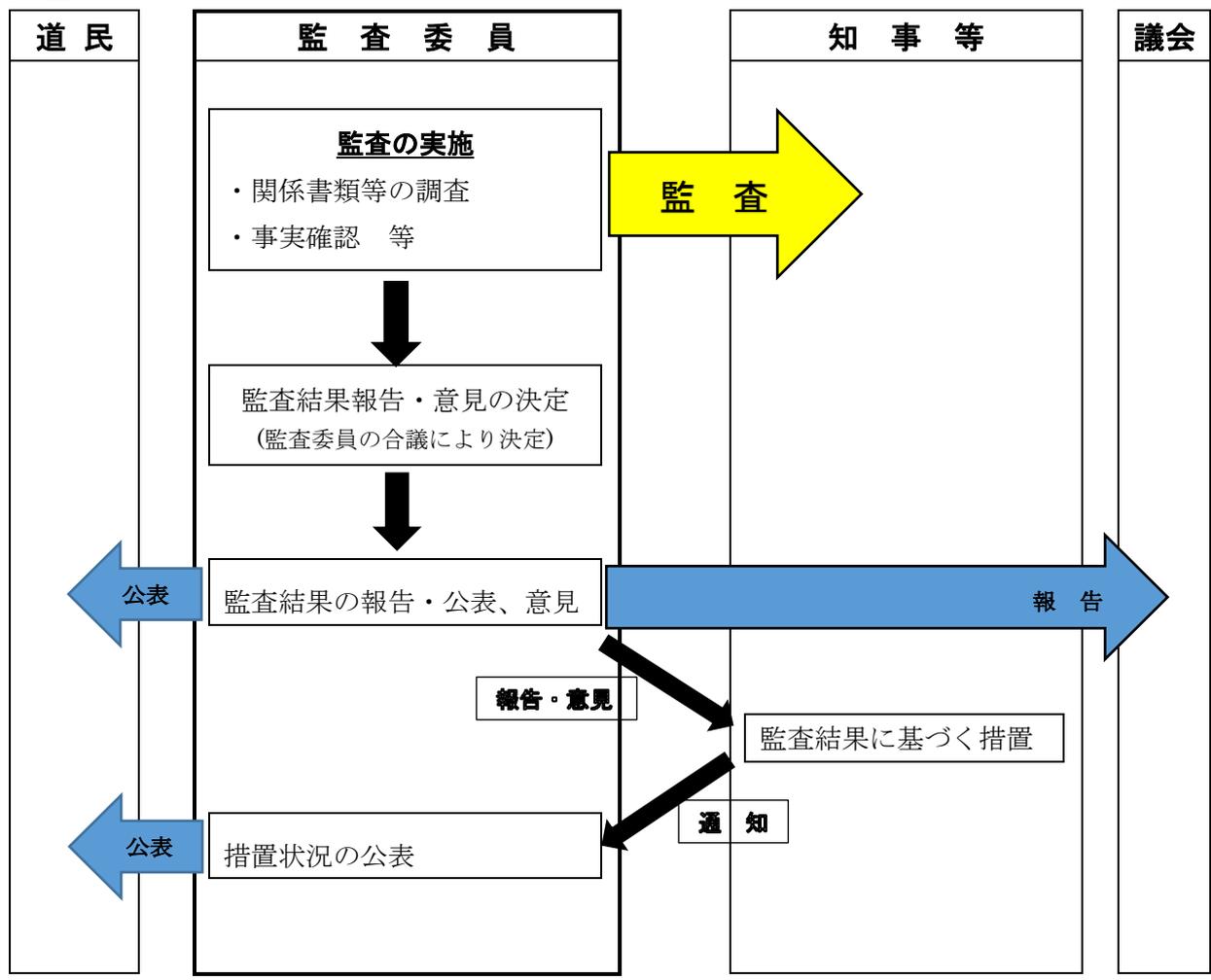
監査のしごと・役割について

監査は、北海道の仕事（財務や事務・事業等）について、法令等に従い適正に行われているかだけでなく、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどの観点からチェックを行い、問題点を指摘し改善を求めることで、公正で効率的な道政の確保を図っています。

監査の結果については、道の公報やホームページなどで道民の皆さまにお知らせするとともに、議会や知事等に提出しています。



<監査の流れ>



監査委員について

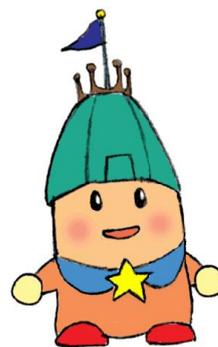
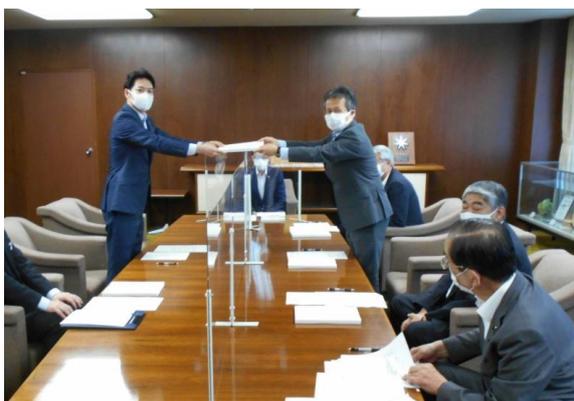
監査委員は、地方自治法に基づき設置されている独任制の機関です。

<独任制>

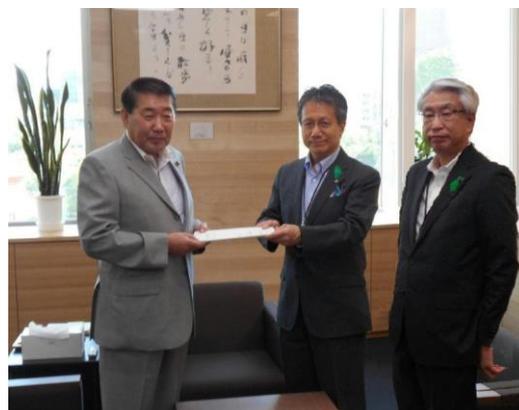
それぞれの監査委員が独立して職務を行っており、監査委員を対外的に代表する「委員長」は存在しません。監査結果等の決定については、監査委員会議の合議によって行っています。

そのため、監査委員は、知事の指揮監督から職務上独立し、常に公正不偏の態度を保持して監査を実施します。具体的には、北海道の事務執行の正否や適否をチェックし、住民や議会等が正しく判断するもととなる情報を提供します。

北海道の監査委員の定数は4名で、議員の中から選任される「議選委員」と、行政運営に関し優れた識見を有する「識見委員」で構成されています。



令和2年度定期監査・行政監査結果報告書の知事への提出
(令和3年8月30日)

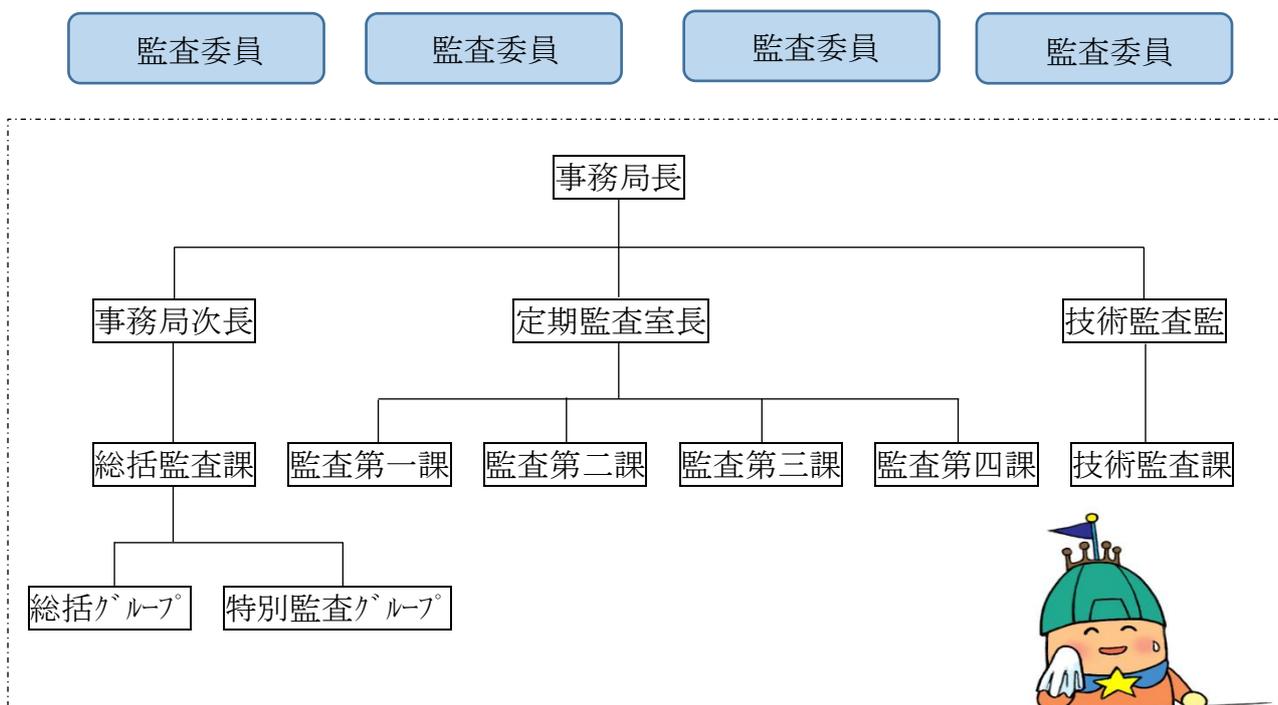


令和2年度定期監査・行政監査結果報告書の議長への提出
(令和3年9月7日)

監査委員事務局の組織について

監査委員事務局は、監査委員の事務を補助するために地方自治法の規定に基づき設置されています。

事務局には、事務局長、書記その他の職員を置くこととされており、その定数は北海道職員等の定数に関する条例により定められています。現在は、事務局長以下53名が、監査委員の指揮監督のもと、調査や検査を行っています。



【監査委員事務局の主な事務分掌】

区 分		主 な 事 務 分 掌
総 括 監査課	総括グループ	事務局の総括、庶務、財務 など
	特別監査グループ	財政的援助団体等監査の総括、住民監査請求に基づく監査、公営企業会計に係る監査の総括及び決算審査 など
監査第一課		定期監査室の総括、担当部等の監査、一般会計及び特別会計に係る監査等の総括 など
監査第二課		行政監査の総括、担当部等の監査 など
監査第三課		決算審査の総括、担当部等の監査 など
監査第四課		一般会計等に係る随時監査の総括、内部統制の総括、担当部等の監査 など
技術監査課		技術及びこれに関連する事項についての監査 など

監査の主な種類について

監査委員は、地方自治法などの法令や北海道監査委員監査基準に基づき、様々な種類の監査や審査などを行っています。主な監査の種類は、次のとおりです。

監査の種類	内 容
定期監査	北海道の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行うものです。 監査委員は、道の全部局について、毎会計年度、少なくとも1回以上期日を定めて財務監査を行っています。
随時監査	定期監査のほかに、必要があると認めるときに随時に監査を行っています。
行政監査	行政の運営など一般行政事務そのものについて、毎年度、テーマを決定して、法令等に基づいて適正に行われているか、あるいは効率的に行われているかといった観点から監査を行っています。
財政的援助団体等監査	北海道が補助金や貸付金などの財政的援助等を行っている団体の出納その他の事務について監査を行っています。
住民の請求による監査	北海道の執行機関又はその職員について、違法・不当な公金の支出がある等として住民から請求に応じ監査を行っています。
決算審査	知事から提出のあった決算及び証拠書類等について、計数を確認するとともに、各種監査、検査の結果を勘案して適正で経済的かつ効率的な予算の執行がなされているかといった観点から審査を行っています。
例月出納検査	会計管理者や公営企業管理者等から提出された検査資料に基づき、現金の出納について毎月の計数を照合確認するとともに、道の財政支出の動態を主として計数面から把握し、検査を行っています。
健全化判断比率等審査	知事から提出された決算に係る健全化比率及び資金不足比率並びにその算定基礎を記載した書類について、正しく算定されているかなどについて審査を行っています。
内部統制評価報告書審査	知事から提出された、内部統制に関する方針に基づき整備した体制について評価した報告書について、審査の上、意見を知事に提出しています。

注) その他の監査の種類

〔 直接請求による監査、議会の請求による監査、知事の要求による監査、
職員の賠償責任の監査、基金運用状況審査、公金収納等の監査 〕

監査の対象について

監査の対象は、北海道の全ての部局や会計のほか、北海道が補助金や貸付金など支出している団体が対象となります。内訳については、次のとおりです。

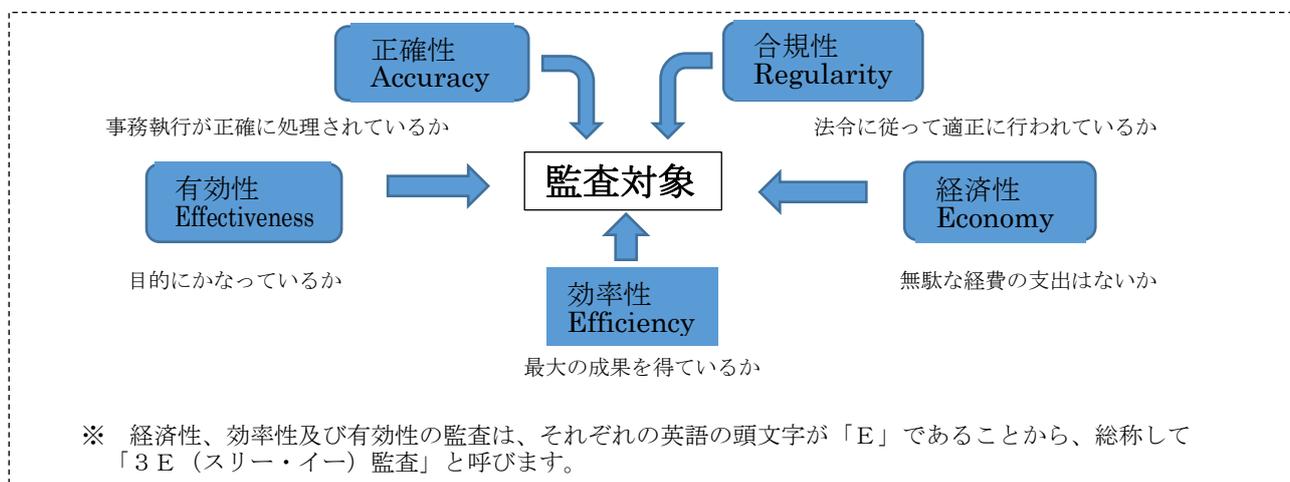
区 分		部 局 数 (令和2年度)		
		本 庁	出先機関	計
一般会計及び特別会計	知事部局	9 部局	5 3 部局	6 2 部局
	各種委員会等事務局	5 部局	—	5 部局
	教育庁	1 部局	2 7 2 部局	2 7 3 部局
	警察本部	1 部局	6 9 部局	7 0 部局
公営企業会計	建設部 ・公共下水道事業会計 ・流域下水道事業会計	1 部局	—	1 部局
	企業局 ・電気事業会計 ・工業用水道事業会計	1 部局	—	1 部局
	道立病院局 ・病院事業会計	1 部局	5 部局	6 部局
合 計		1 9 部局	3 9 9 部局	4 1 8 部局
財政的援助団体		4, 0 4 8 団体		

注) 表中には、「一般会計及び特別会計」と「公営企業会計」に、同一部局が1部局計上されている。

監査の観点について

監査の実施にあたっては、広い視野に立って多角的な観点から行っています。

具体的には、「合規性」、「経済性」、「効率性」、「有効性」といった観点から監査を実施しています。



監査の効果について

<是正・改善>

適切でない事項等について指摘等を受けた部所は、誤りの原因などを分析し、問題点を改善。

<再発防止>

マニュアルやチェックリストの作成など、再発防止の観点から仕事の進め方の見直し。

<他部所への波及効果>

指摘等を受けた部所以外の部所で類似の事務を行っている場合、指摘等を参考に事務改善。

<将来への波及効果>

過去に指摘されたものと同じ誤りがないか、組織内部で点検するなどの取組。

<牽制による抑止>

日頃業務を行うにあたり、監査を受けることが意識され、適正な事務処理。

<予算への反映>

監査結果を反映して予算編成が行われるなど、業務改善を促す効果。

定期監査結果の概要（令和2年度監査結果）について

北海道監査委員監査基準に準拠し実施した定期監査結果は、是正又は改善を求める事項を「指摘事項」、「指導事項」及び「検討事項」に区分して取りまとめており、令和2年10月から令和3年8月までの間に417部局の監査を実施し、結果は次のおりとなっています。

区 分	是正又は改善を求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	合 計
一般会計・特別会計	65 部局	81 件	108 件	3 件	192 件
公営企業会計	5 部局	5 件	6 件	—	11 件
合 計	70 部局	86 件	114 件	3 件	203 件

注) 表中には、「一般会計及び特別会計」と「公営企業会計」に、同一部局が1部局計上されている。

<項目別件数内訳>

項 目	指摘事項	指導事項	検討事項	合 計
不適切な会計処理等	5 件	—	—	5 件
公金の亡失	1 件	—	—	1 件
収入確保	5 件	3 件	—	8 件
経営に係る事業の管理	4 件	—	—	4 件
経済性、効率性及び有効性	1 件	3 件	1 件	5 件
合規性	31 件	84 件	2 件	117 件
交通事故等	3 件	17 件	—	20 件
物品の損傷等	34 件	5 件	—	39 件
その他	2 件	2 件	—	4 件
合 計	86 件	114 件	3 件	203 件



監査結果報告、措置状況、各種審査結果などの詳細は、監査委員事務局のホームページに掲載しています。<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/index.html>

行政監査結果の概要（令和2年度監査結果）について

北海道が行う「許認可等に係る事務」について、令和元年度に処分実績があった1,019の許認可事務のうち、道民生活への関わりが深いもの、処分件数が多いものなどを考慮して30事務を対象とし、その処分を行った194部局について監査を実施し、結果は次のとおりとなっています。

着眼事項	確認事項	結果
事務処理の体制は適切か	受付窓口の案内表示を行っているか	表示していない部局が113部局、一部表示していない部局が28部局あった
	事務取扱マニュアルを作成しているか	作成していない部局が9部局、一部未作成の部局が19部局あった
	処分を決定するまでの進捗管理を行っているか	行っていない部局が12部局、一部行っていない部局が12部局あった
事務処理は適正かつ迅速に行っているか	申請書の到達日が明らかになっているか	明らかになっていない部局が3部局あった
	法令等の根拠なく申請書類を2部以上提出させていないか	2部以上提出させている部局が17部局あった
	標準処理期間を越えて処分を行っていないか	標準処理期間を越えて行っている部局が28部局あった
	現地確認を行っているか	一部または全て行っていない部局が新規処分で181部局、更新処分で80部局、変更処分で80部局、廃止部局で78部局あった
申請手続きの簡素化に努めているか、また事務の効率化及び合理化に努めているか	電子申請が可能か	監査対象とした30事務において電子申請が可能な事務はなかった
	窓口対応マニュアルを作成するなどサービス向上に取り組んでいるか	取り組んでいる部局が85部局あった

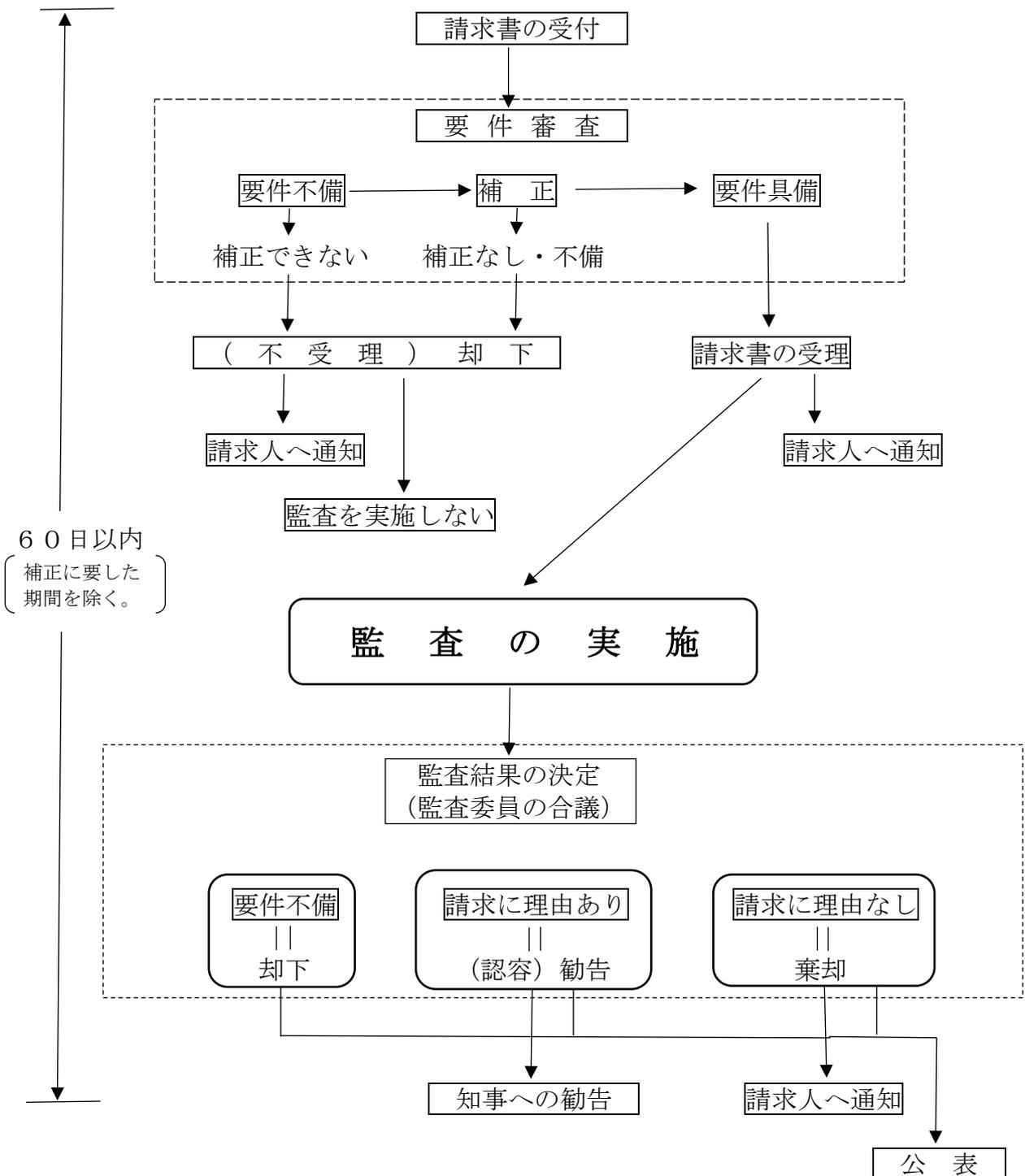
財政的援助団体等監査結果の概要（令和元年度監査結果）について

北海道が補助金、交付金等の財政的援助を行っている団体等のうち、北海道の関与が高い団体を中心に、財政的援助等に係る出納その他の事務が適切に執行されているかなどについて令和2年7月から令和3年3月までの間に108団体の監査を実施し、結果は次のとおりとなっています。

区分	実施団体数	指摘等団体数	指摘等件数	内 訳										検討件数	
				指摘件数	指 導 件 数										計
					事業執行	収入	支出	契約	財産管理	工事	経理	道の部局			
財団法人	18	3	3		2						1		3		
社団法人	10	2	3	1							1	1	2		
学校法人	6	1	1								1		1		
社会福祉法人	5	1	2	1								1	1		
医療法人	2	1	1		1								1		
商工会議所・商工会	3														
株式会社・有限会社	36	3	3								3		3		
特定非営利活動法人	3														
その他	25	4	5	3				1				1	2		
合 計	108	15	18	5	3			1			6	3	13		

住民監査請求について

道民の方が、知事など道の執行機関や職員による公金の支出、財産の取得若しくは処分など財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対して監査を求め、是正又は損害の補填など必要な措置を講じることを請求することができます。手続きの主な流れは次のとおりです。



クイズでわかる！ 監査の豆知識



- 監査委員は、道の行財政が公正で効率的に運営されているのかどうかをチェックするために、地方自治法に基づき設置される、知事から独立した執行機関です。
- この監査委員制度は、いつから創設されたものでしょうか。次の中から答えてください。
- 1 昭和 元年（1926年） 2 昭和11年（1936年）
3 昭和21年（1946年） 4 昭和31年（1956年）
5 平成 元年（1989年）
- 地方公共団体における「監査」は、監査委員が、地方公共団体の財務に関する事務の執行や、経営に係る事業の管理などについて、法令等に基づいて適正で効率的に行われているかの調査と評価を行い、その結果を公表するものです。
- さて、北海道監査委員は何人いるのでしょうか。次の中から答えてください。
- 1 1人 2 2人 3 3人 4 4人 5 5人
- 監査を実施する際、監査をする職員は、法令に従って事務が行われているか、いわゆる「合規性」の視点のほか、「3E（スリーイー）」の視点から監査を行っています。
- 「3E」は、監査の視点を英語表記した頭文字をとったものですが、「経済性(Economy)」、「効率性(Efficiency)」と、あともう一つ「Effectiveness」の視点は为什么呢。次の中から答えてください。
- 1 有効性 2 有益性 3 有用性 4 有名性 5 有意性
- 監査委員は、北海道の組織である監査対象部局を、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査することとされていますが、令和2年度の対象部局の数は何部局あるのでしょうか。次の中から答えてください。
- 1 86部局 2 114部局 3 203部局 4 357部局 5 417部局
- 監査を行った結果、是正又は改善を求める事項があった場合、3つに区分して監査結果を監査の相手方に通知し、一部を除き必要となる改善状況の報告を求めています。
- 監査結果の区分は、「指摘」、「指導」のほかになんてしょうか。次の中から答えてください。
- 1 検討 2 注意 3 指示 4 改善 5 違反

(※ 回答は巻末に記載しています。)



もっと詳しく知りたい時は！？

監査委員事務局では、監査制度の概要、各種監査結果、改善措置状況、住民監査請求の結果など、様々な情報を北海道のホームページで情報提供しています。是非、ご覧になってください。

アドレスはこちら！

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/index.html>

<お問い合わせ>

北海道監査委員事務局総括監査課総括グループ

北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館11階

電話： 011-204-5632

メール： kansa.somu1@pref.hokkaido.lg.jp

クイズでわかる！ 監査の豆知識の回答

- ・監査委員制度の創設：3) 昭和21年(1946年)
- ・北海道監査委員の人数：4) 4人
- ・監査の視点(Effectiveness)：1) 有効性
- ・令和2年度の監査対象部局数：5) 417部局
- ・監査結果の区分(指摘・指導以外の区分)：1 検討